



債務を免除…贈与税？

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 貸し付けた資金、返済が困難に。

私は、通販卸を業とする同族会社Xのオーナー兼取締役会長です。2人子供がおり、長男Aは、現在、代表取締役社長としてX社経営に専心していますので、持株を生前贈与してX社を承継させようと考えています。

一方、好奇心旺盛な次男のBは、投資（投機？）に目覚め、株式・債券投資やFX、商品相場のみならず、暗号資産運用へと手を広げ、3年前には勤め先を退職し、個人投資家専業となっています。一時的に儲かったこともあったようですが、ここ数年は損失続きで、毎年大赤字。悪戦苦闘しているようです。Bには、資金援助として6年前に100万円、3年前に500万円、2年前に900万円、そして昨年には、追証資金として1,500万円の合計3,000万円を貸し付けていますが、返済はとても困難な状況です。

次男Bへの貸付金を免除した場合、課税されるのでしょうか。また、遺言により免除した場合には、どうなるのでしょうか？

A. 原則として、贈与税が課税。 資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合、…。

《設例》では、私個人の財産から資金を貸し付けたのか、X社の財産から資金を貸し付けたのか不明であるが、以下では、次男Bに対して、私個人の財産から資金を貸し付けたこととして課税関係を考える。

貸し手（債権者）が借り手（債務者）に対して、一方的に債務免除の意思表示をすれば、合意がなくてもその債権は消滅する（民法519）。意思表示の様式が定められているわけではないが、実務的には、債権放棄通知書など書面により内容及び免除額を示し、日時を明らかにするため内容証明郵便により債務者に通知するという方法が採られることが多い。これは、後日、問題（当事者同志の、または、第三者との争いなど）となることを避ける意味合いである。

経済的には、この取引により債権者は債権が消滅し、資産損失により自己の純資産が減少する。一方、債務者は債務免除を受けたことになり、負債減少により自己の純資産が増加することになる。税法上、対価を伴わない無償取引であり、効果として無償による財産の移転（債権消滅→債務免除）と考えることができる。しかしながら、この無償取引が実行されるということは、債務者には支払能力がない（なくなった）からということを経験しなければならない。

以上を踏まえた上で、債権者及び債務者ともに個人の場合には、所得税法上、債権者は純資産が減少するのであるから、課税されることはない。ただし、損失を必要経費にできるかどうかはケースによる。一方、債務者が受けた債務免除益をどう扱うかであるが、所得税法第9条①16により所得税は非課税となり、原則として、相続税法第8条により贈与税の課税を受けることになる。また、債務免除が遺言によりなされた場合には、相続税の課税を受けることになる。ただし、債務者本人が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合には、その債務を弁済することが困難である部分の金額については贈与税（及び相続税）を課さない。ここで、『資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合』とは、債務者が債務超過の状態にあり、社会通念上、支払不能と認められる場合をいうとし、債務者の労務、健康状態及び信用まで考慮した、いわゆる破産状態までには至っていない場合も含むと解されている（相続税法基本通達7-4）。

従って、次男Bが資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合には、債務免除益3,000万円は課税されない。

ところで、近親者や友人に5万貸した、10万貸したのに返してくれないことはよくあることであるが、『貸したのではなく、くれたと思え。』とは至言である。親子・夫婦及び兄弟姉妹のみならず、他人同志においても同様である。債務免除の前に、贈与税の基礎控除110万円がある、…。